



鳥取県公報

平成 20 年 9 月 19 日 (金)
号外第 103 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 条 例 鳥取県議会議員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例
(62) (議会事務局総務課) 3
- ◇ 議会規則 鳥取県議会会議規則の一部を改正する規則 (1) (議事調査課) 6
- ◇ 議会告示 鳥取県議会議員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例施行規程の一部改正
(3) (総務課) 9

==== 公布された条例のあらまし ====

鳥取県議会議員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例等の一部改正について

1 条例の改正理由

地方自治法の一部改正により、議員の報酬の支給方法等に関する規定が他の行政委員会の委員等の報酬の支給方法等に関する規定から分離され、報酬の名称が議員報酬に改められたこと等に伴い、関係する条例の規定の整備を行う。

2 条例の概要

(1) 地方自治法の改正に伴い、関係する次の条例について、議員の報酬に関する規定中、報酬を議員報酬に改めるほか、所要の規定の整備を行う。

ア 鳥取県議会議員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例

イ 鳥取県議会議員の報酬及び期末手当の額の特例に関する条例

ウ 鳥取県政務調査費交付条例

(2) 施行期日は、公布日とし、改正後の関係条例の規定((1)アの一部を除く。)は、平成20年9月1日から適用する。

条 例

鳥取県議会議員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年9月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第62号

鳥取県議会議員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例

(鳥取県議会議員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第1条 鳥取県議会議員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例(平成19年鳥取県条例第47号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すとおり改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><u>鳥取県議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例</u></p>	<p><u>鳥取県議会議員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例</u></p>
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、議会の議員の受ける<u>議員報酬</u>及び期末手当(以下「<u>議員報酬等</u>」という。)並びに費用弁償について必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、議会の議員の受ける<u>報酬</u>及び期末手当(以下「<u>報酬等</u>」という。)並びに費用弁償について必要な事項を定めるものとする。</p>
<p>(議員報酬の額)</p> <p>第2条 議会の議員の受ける<u>議員報酬</u>の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p>	<p>(報酬の額)</p> <p>第2条 議会の議員の受ける<u>報酬</u>の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p>
<p>(期末手当の額)</p> <p>第3条 議会の議員の受ける期末手当の額は、<u>議員報酬の月額</u>の100分の145に相当する額に、6月に支給する場合においては100分の140、12月に支給する場合においては100分の150を乗じて得た額に、6月1日又は12月1日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号)第16条の4第2項の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>(期末手当の額)</p> <p>第3条 議会の議員の受ける期末手当の額は、<u>報酬月額</u>の100分の145に相当する額に、6月に支給する場合においては100分の140、12月に支給する場合においては100分の150を乗じて得た額に、6月1日又は12月1日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号)第16条の4第2項の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p>
<p>(議会による検討)</p> <p>第4条 議会又はその議員が行う<u>議員報酬等</u>の額その他の議員報酬等に関する制度の改正の必要性の検討</p>	<p>(議会による検討)</p> <p>第4条 議会又はその議員が行う<u>報酬等</u>の額その他の報酬等に関する制度の改正の必要性の検討について</p>

<p>について必要な事項は、議会が別に定める。</p> <p>(議員報酬等の支給)</p> <p>第5条 前3条に定めるもののほか、<u>議員報酬等の支給</u>に関し必要な事項は、議長が別に定める。</p> <p>(旅費)</p> <p>第7条 議会の議員が次の各号のいずれかに該当する旅行をするときは、旅費を支給する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 招集に応じて、議会、委員会又は<u>地方自治法(昭和22年法律第67号)第100条第12項の規定により会議規則で定める議案の審査若しくは議会の運営に関し協議若しくは調整を行うための場</u>(以下「議会等」という。)に出席するとき。</p> <p>(3) 略</p> <p>2 略</p>	<p>必要な事項は、議会が別に定める。</p> <p>(報酬等の支給)</p> <p>第5条 前3条に定めるもののほか、<u>報酬等の支給</u>に関し必要な事項は、議長が別に定める。</p> <p>(旅費)</p> <p>第7条 議会の議員が次の各号のいずれかに該当する旅行をするときは、旅費を支給する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 招集に応じて、議会、委員会、<u>全員協議会その他議長が開催する会議</u>(以下「議会等」という。)に出席するとき。</p> <p>(3) 略</p> <p>2 略</p>
--	---

(鳥取県議会議員の報酬及び期末手当の額の特例に関する条例の一部改正)

第2条 鳥取県議会議員の報酬及び期末手当の額の特例に関する条例(平成17年鳥取県条例第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すとおり改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;"><u>鳥取県議会議員の議員報酬及び期末手当の額の特例に関する条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、危機的な県の財政状況を踏まえ、鳥取県議会議員の<u>議員報酬及び期末手当の額を減ずる特例</u>について定めるものとする。</p> <p>(議員報酬の額の特例)</p> <p>第2条 鳥取県議会議員の受ける<u>議員報酬</u>の月額、<u>鳥取県議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例(平成19年鳥取県条例第47号)第2条</u>の規定にかかわらず、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)~(3) 略</p> <p>(期末手当の額の特例)</p> <p>第3条 鳥取県議会議員の受ける期末手当の額は、前条に掲げる<u>議員報酬</u>の月額を基礎として、<u>鳥取県議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>鳥取県議会議員の報酬及び期末手当の額の特例に関する条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、危機的な県の財政状況を踏まえ、鳥取県議会議員の<u>報酬及び期末手当の額を減ずる特例</u>について定めるものとする。</p> <p>(報酬の額の特例)</p> <p>第2条 鳥取県議会議員の受ける<u>報酬</u>の月額、<u>鳥取県議会議員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例(平成19年鳥取県条例第47号)第2条</u>の規定にかかわらず、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)~(3) 略</p> <p>(期末手当の額の特例)</p> <p>第3条 鳥取県議会議員の受ける期末手当の額は、前条に掲げる<u>報酬</u>の月額を基礎として、<u>鳥取県議会議員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例第3</u></p>

条例第3条の規定により算出した額とする。	条の規定により算出した額とする。
----------------------	------------------

(鳥取県政務調査費交付条例の一部改正)

第3条 鳥取県政務調査費交付条例(平成13年鳥取県条例第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すとおり改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第100条第14項及び第15項の規定に基づき、政務調査費の交付に関し必要な事項を定め、鳥取県議会の審議能力の強化を図ることを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第100条第13項及び第14項の規定に基づき、政務調査費の交付に関し必要な事項を定め、鳥取県議会の審議能力の強化を図ることを目的とする。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の鳥取県議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の規定(第7条の規定を除く。)、第2条の規定による改正後の鳥取県議会議員の議員報酬及び期末手当の額の特例に関する条例の規定及び第3条の規定による改正後の鳥取県政務調査費交付条例の規定は、平成20年9月1日から適用する。

議 会 規 則

鳥取県議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年9月19日

鳥取県議会議長 鉄 永 幸 紀

鳥取県議会規則第1号

鳥取県議会会議規則の一部を改正する規則

鳥取県議会会議規則（昭和31年鳥取県会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すとおり改正する。

改 正 後	改 正 前										
<p>(出席催告) 第13条 略</p> <p><u>(協議又は調整を行うための場)</u> 第13条の2 <u>法第100条第12項に規定する議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場（以下「協議等の場」という。）を別表のとおり設ける。</u></p> <p><u>2 前項で定めるもののほか、協議等の場を臨時的に設ける必要があるときは、議会の議決でこれを設けることができる。ただし、緊急を要する場合は、議長が設けることができる。</u></p> <p><u>3 前項の規定により、協議等の場を設ける場合には、その名称、目的、構成員及び招集権者を明らかにしなければならない。</u></p> <p><u>4 協議等の場の運営に関し必要な事項は、当該協議等の場において別に定める。</u></p> <p>(議員の派遣) 第14条 法第100条第13項の規定による議員の派遣は、議会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合は、議長が決定することができる。</p> <p>2 略</p> <p><u>別表（第13条の2関係）</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>目的</th> <th>構成員</th> <th>招集権者</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>代表者会議</td> <td>議会又は議員に関する事項</td> <td>議長、副議長及び交渉団体</td> <td>議長</td> <td>交渉団体以外の各会派の代</td> </tr> </tbody> </table>	名称	目的	構成員	招集権者	備考	代表者会議	議会又は議員に関する事項	議長、副議長及び交渉団体	議長	交渉団体以外の各会派の代	<p>(出席催告) 第13条 略</p> <p>(議員の派遣) 第14条 法第100条第12項の規定による議員の派遣は、議会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合は、議長が決定することができる。</p> <p>2 略</p>
名称	目的	構成員	招集権者	備考							
代表者会議	議会又は議員に関する事項	議長、副議長及び交渉団体	議長	交渉団体以外の各会派の代							

	(法第109条の2第4項各号に掲げる事項を除く。)について協議又は調整を行う。	(所属議員が議員定数の10分の1以上の会派又は議員定数の10分の1以上の議員で結成された団体(議長が議会運営委員会に諮って定めたものに限る。)をいう。以下同じ。)の代表者各2名	表者各1名及び会派に属さない議員は、当該会議に出席して意見を述べることができる。
議員 全会 協議 会	県政の重要課題及び議会に関する事項で、議員全員で協議する必要があるものについて協議又は調整を行う。	すべての議員	議長(一般選挙後議長が選挙されるまでの間にあっては、事務局長(法第138条第3項に規定する事務局長をいう。以下同じ。))
正副 委員 長会 議	委員会の運営に係る事項について協議又は調整を行う。	各常任委員会及び各特別委員会の委員長及び副委員長	議長
議会 改革	議会の在り方及び	議長、副議長、各	議長

推進 会議	当面の諸 課題につ いて協議 又は調整 を行う。	交渉団体 から選出 された議 員各2名 及び交渉 団体に属 さない議 員から選 出された 議員2名		
世話 人会	一般選挙 後最初に 招集され る議会の 運営等に 関する協 議又は調 整を行う。	議員全員 協議会に おいて選 出された 議員	座長（世 話人会に おいて座 長が選出 されるま での間に あつては、 事務局長）	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議 会 告 示

鳥取県議会告示第3号

鳥取県議会議員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例施行規程（平成19年鳥取県議会告示第1号）の一部を次のように改正する。

平成20年9月19日

鳥取県議会議長 鉄 永 幸 紀

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すとおり改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><u>鳥取県議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例施行規程</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規程は、<u>鳥取県議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例</u>（平成19年鳥取県条例第47号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（議員報酬の支給）</p> <p>第2条 <u>議員報酬</u>の支給期日は、毎月21日とする。ただし、その日が日曜日、土曜日又は休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。以下この条において同じ。）に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日を支給期日とする。</p> <p>第3条 <u>議員報酬</u>は、鳥取県議会議員（以下「議員」という。）の職についた日から、退職等（任期満了、辞職、失職若しくは除名又は議会の解散により議員でなくなることをいう。以下同じ。）となったときはその日まで、死亡したときはその月の末日まで支給する。</p> <p>2 前項の規定により<u>議員報酬</u>を支給する場合であつて、月の1日から末日まで支給するとき以外のときは、その<u>議員報酬額</u>は、その月の現日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。</p> <p>（旅費の請求手続）</p> <p>第16条 略</p>	<p><u>鳥取県議会議員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例施行規程</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規程は、<u>鳥取県議会議員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例</u>（平成19年鳥取県条例第47号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（報酬の支給）</p> <p>第2条 <u>報酬</u>の支給期日は、毎月21日とする。ただし、その日が日曜日、土曜日又は休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。以下この条において同じ。）に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日を支給期日とする。</p> <p>第3条 <u>報酬</u>は、鳥取県議会議員（以下「議員」という。）の職についた日から、退職等（任期満了、辞職、失職若しくは除名又は議会の解散により議員でなくなることをいう。以下同じ。）となったときはその日まで、死亡したときはその月の末日まで支給する。</p> <p>2 前項の規定により<u>報酬</u>を支給する場合であつて、月の1日から末日まで支給するとき以外のときは、その<u>報酬額</u>は、その月の現日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。</p> <p>（旅費の請求手続）</p> <p>第16条 略</p>

2及び3 略

4 支出担当職員等は、その支出し、又は支払った概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者が第2項に規定する期間内に旅費の精算をしなかった場合又は前項に規定する期間内に過払金を返納しなかった場合には、当該支出担当職員等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う議員報酬又は費用弁償の額から当該概算払に係る旅費額又は当該過払金に相当する金額を差し引かなければならない。

(口座振替の方法による支払)

第19条 この規程に規定する議員報酬、期末手当及び旅費は、議員から申出があったときは、口座振替の方法により支払うことができる。

(その他)

第20条 この規程に定めるもののほか、議員の議員報酬及び期末手当の支給については、職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号)の適用を受ける職員の給与の例に、議員の費用弁償の支給については、職員の旅費等に関する条例(昭和45年鳥取県条例第48号)の適用を受ける職員の旅費の例による。

2及び3 略

4 支出担当職員等は、その支出し、又は支払った概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者が第2項に規定する期間内に旅費の精算をしなかった場合又は前項に規定する期間内に過払金を返納しなかった場合には、当該支出担当職員等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う報酬又は費用弁償の額から当該概算払に係る旅費額又は当該過払金に相当する金額を差し引かなければならない。

(口座振替の方法による支払)

第19条 この規程に規定する報酬、期末手当及び旅費は、議員から申出があったときは、口座振替の方法により支払うことができる。

(その他)

第20条 この規程に定めるもののほか、議員の報酬及び期末手当の支給については、職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号)の適用を受ける職員の給与の例に、議員の費用弁償の支給については、職員の旅費等に関する条例(昭和45年鳥取県条例第48号)の適用を受ける職員の旅費の例による。

附 則

この告示は、平成20年9月19日から施行し、改正後の鳥取県議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例施行規程の規定は、同月1日から適用する。